

平成18年7月13日

民間団体への援助に関する検討会 御中

ひょうご被害者支援センター

理事長 中 井 久 夫

意見書

民間の犯罪被害者支援センターの多くは、財政的基盤が弱く、支援事業を拡大しようにも、ままならない現況です。ひょうご被害者支援センターでも同様の状態で、これからは直接支援業務をさらに拡大していきたいと考えていますが、資金的にも厳しく、人材の確保や、さらなるスキルアップのための研修会も十分にこなすことができていない状況です。そのため、民間団体への財政上及び税制上の援助に関して、私どもの経験をふまえ、意見を述べさせて頂きたいと思います。

私どもの考えと致しましては、民間団体への財政上等の援助に関しては、助成と寄付金控除の2本立てでお願いできたらと考えています。まずひょうご被害者支援センターの現状について簡単に触れた後、それぞれにつき、意見を述べさせて頂きたいと思います。

・ひょうご被害者支援センターの現状

支援事業については、電話相談、面接相談（法律、心理）ともに相談件数は毎年着実に増加しています。また直接支援員7人を養成して、裁判傍聴などを中心に支援活動を積極的に行っています。特に、昨年に起きたJR福知山線脱線事故の被害者への支援は早い時期より継続的な支援を行っています。直接支援活動も、前年に比し着実に増加しています。

研修等については、毎年、電話相談員の研修講座を開催しており、また、犯罪被害者支援に関する各地の研修会や交流会に参加しております。

広報・啓発活動については、一般に向けてのシンポジウムを年2回開催しており、またニュースレターを年2回発行しています。

しかし、これらの活動も財政的基盤が脆弱で、経済的余裕がないため、限られた範囲での活動になっており、大きく活動が制限されています。常勤職員を雇うことができない、支援要員や専門職等の人材の確保ができないということの他にも、新規事業を行えないなどの弊害がでています。さらには、早期援助団体の指定を申請することを考えると、現在の場所では基準に合わないため、センターの移転を考慮していますが、経済的な理由が大きく、移転が難しいのが現状です。

・助成について

犯罪被害者支援団体の活動は、会費等だけでは維持することはできませんので、外部からの資金援助は必須です。その方法が、国・自治体からの助成金と、民間のある程度まとまった寄付だと思えます。

このような助成や寄付が、国・地方公共団体や自治体から、個別に行われるのは、大事なことです。そのような支援があつてこそ、民間団体は社会的使命を振り返りながら、長期の多岐にわたる途切れのない支援活動を継続できると思えます。

民間団体への支援の仕方ですが、各民間団体によって成り立ちや組織、運営が異なりますので、信頼できる民間団体に直接援助をする形が望ましいと思えます。その時には、当然のことですが、民間支援団体を公平に評価することができる機関による評価は必要と考えます。既存の団体ではなく、各地の犯罪被害者支援に携わる団体や被害者団体から役員を迎えるなどして、中立な組織を作るということも一つの考え方ではないでしょうか。その組織に被害者が入るということは非常に重要なことで、実際に被害者の話を聞いていますと、各地の民間団体の中で、被害者のことを必ずしも考えているとはいえない団体もあるということ、時に耳にすることがあります。組織の安定性、実績や今後の活動の発展性等の一定の基準を作るということに加え、被害者による団体の評価というものを加えることは、実際の被害者支援にとっては大きな力になると思えます。

また、このような中立な組織を作った場合、例えばあて先不問の寄付や恒例確実な助成を受け取るための受け皿にすることも可能かと考えます。そうすれば、この組織からも資金の分配は可能になるのではないのでしょうか。さらに、大口の寄付を受けやすくするために、寄付金控除団体にすることも考えられるのではないのでしょうか。

・寄付金控除について

犯罪被害者支援団体として活動している民間団体の多くは、財政的基盤が脆弱です。国・自治体からの助成以外に財政的基盤を安定させるための一つとして、寄付金の増加を図ることがあります。

犯罪被害者支援団体は、犯罪被害者・その遺族を支援する団体であり、もともと広く一般の方々からの寄附を得ることは困難な団体です。しかしながら、広く一般の方々から寄付を受けることができれば、より充実した支援活動を行うことができるようになると思えます。

現在、ひょうご被害者支援センターはNPO法人であるため、寄付金控除の優遇を受けることができません。この形態ですと、寄付金控除の優遇を得るためには認定NPO法人になる必要が生じてきますが、現行の認定要件は非常にハードルが高いもので、事実上不可能と思われます。

今年5月に成立した公益法人認定法では、公益認定をされた財団法人・社団法人に対

して、税法上の寄附金優遇の措置を与えることを検討していますが、その公益認定の基準は、その活動目的の公益性が主な認定の基準となっており、犯罪被害者の支援は同法における公益目的事業の一つとして列挙されています。たとえ法人種類を異にしているとしても、犯罪被害者支援を目的として活動しているNPO法人が、公益目的事業に従事する団体として扱われるのは当然のことと思われます。

犯罪被害者支援を目的とする民間団体については、法人の種類に関係なく寄附金優遇の対象団体として、広く多数の寄附者から資金提供を受け、より充実した支援が行える団体として活動することができるようにして欲しいと思います。

以 上